

草津市協働のまちづくり条例（案）

—パブリックコメント募集要領—

草津市における協働の取組みを一層進めることを目的とし、昨年度より学識経験者、地縁団体の代表、市民公益活動団体の代表、公募委員等により構成される検討委員会を設置し条例の制定に向けて取り組んでまいりました。

この度、検討委員会からの提言書を受け、条例の原案をまとめましたので、皆さんの意見をお聞きし、原案への反映や考え方を示すため、パブリックコメントを募集します。

1. パブリックコメントの対象案について

■ 草津市協働のまちづくり条例（案）の概要

まちづくりに取り組む各主体の役割や協働の基本原則、まちづくり協議会の認定制度、町内会、自治会等の基礎的コミュニティへの参加促進、NPO等の市民公益活動団体の活性化、市の取組み等について定めます。

■ 全体構成

- (1) 総則 (2) 各主体の役割 (3) まちづくり協議会 (4) 基礎的コミュニティ
- (5) 市民公益活動団体 (6) 教育機関 (7) 中間支援組織 (8) 市の取組み
- (9) 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 (10) 雑則

2. 意見の提出方法について

提出にあたっては、住所、氏名（団体・企業の場合は、団体・企業名）を記入してください。（意見の公表に際し、氏名等の公表は行いません。）

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

■ 提出方法

以下の方法で、まちづくり協働課まで提出して下さい。

- (1) 直接書面を持参 (2) 郵送 (3) FAX (4) 電子メール

※電話による意見の受付には、対応しておりませんので、あらかじめ御了承ください。

■ 資料の閲覧場所

各市民センター／市民交流プラザ／人権センター／各隣保館／まちづくりセンター／
図書館（本館）／南草津図書館／草津市役所〔まちづくり協働課、情報公開室〕

※各施設の閉館日におきましては、閲覧ができませんので、あらかじめ各施設にお問い合わせください。

3. 意見募集期間

平成25年10月15日（火）から平成25年11月14日（木）まで【当日消印有効】

4. パブリックコメントへの回答について

提出いただいた意見等の概要とそれに対する市の考え方については、市のホームページにより公表いたします。

皆さんからお寄せいただいた意見は、検討の後に意見の概要とこれに対する回答を公表しますが、個々の意見に直接は回答しませんので、御了承をお願いします。

なお、提出いただいた意見の原稿等は返却いたしませんので併せて御了承お願いいたします。

5. 問合せ先

■ 草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL：(077) 561-2337 / FAX：(077) 561-2482

Mail：machi@city.kusatsu.lg.jp